



脱毛エステ契約のポイント

憧れの脱毛エステ！ちょっと気を付けるだけでトラブル回避！

「月額〇〇円」って、
月々支払うんじゃないかな
かったの？



正しい
情報収集を

【事例】広告に「月額〇〇円」と記載されていたので、毎月〇〇円を払えばよいと思ったら、コース契約を一括で支払わされた。分割にしたいと言ったら、カード会社のリボ払いを勧められたが、金利が高く、総額でみるとかなりの高額になってしまった。

ポイント

CM、広告、人気ランキング、口コミなど情報を集めることは大事ですが、広告を鵜呑みにせず、分からないことは事業者を確認するなどしっかりと情報を得ましょう。

キャンペーンは、
今だけです。予約
は必ず取れます。



あわてずに
確認を！

【事例】「初回無料カウンセリング」を予約してサロンに行くと、カウンセリングだけではなく、施術の勧誘だった。「キャンペーンは今だけ！予約は必ず取れます！」と言われて、あわてて契約してしまった。

ポイント

「無料カウンセリング」後、すぐに施術の契約があるかもしれません。契約する前に必ず「概要書面」(※1)を受け取りましょう。「概要書面」で施術内容、期間、金額、支払方法などの契約条件をよく確認しましょう。「無料カウンセリング」では、「キャンペーンは今だけ」、「取りあえず契約して」と言われるかもしれません。ここで一呼吸。その場ですぐに契約せず、「概要書面」をよく読んで考えましょう。納得して契約したら「契約書面」(※2)を受け取りましょう。1回当たりの施術代金、回数、有効期限を確認しましょう。

予約は必ず
取れるって
言ったのに…
全く取れなかった。



困ったら
すぐに相談

【事例】予約が取れずに何か月も通えなかったため、解約を申し出たら、既に支払った代金は返金できないと言われた。

ポイント

契約したものの考え直してやめたい場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(※3)ができます。施術を受け始めてからでも、やめたい場合は違約金がかかりますが、中途解約(※4)ができます。

※青字の用語は、裏面を参照。

お困りの時は一人で悩まずに、消費者ホットライン「188！」
いやや

期間が1か月、金額が5万円を超えるエステ契約は、特定商取引法上の「特定継続的役務提供契約」に該当し、以下のようなルールが定められています。

●事業者には「概要書面」と「契約書面」を交付する義務があります。

1. 概要書面(※1)

- ・事業者は、特定継続的役務提供契約を「締結する前」に、契約内容の概要を記載した書面(概要書面)を交付しなければなりません。
- ・概要書面の内容をよく読み、契約内容をよく理解した上で契約するようにしましょう。

2. 契約書面(※2)

- ・事業者は、特定継続的役務提供契約を「締結した後、遅滞なく」、契約に基づく権利・義務の内容を明確にした書面を交付しなければなりません。
- ・後日のトラブルを防止するためにも重要な書類ですので、必ず受け取り、大切に保管するようにしましょう。

●消費者は、契約を解除することができます。

特定商取引法は、特定継続的役務提供契約を締結した消費者が、その契約を解除する場合について、以下のようなルールを定めています。

1. クーリング・オフ(※3)

- ・契約書面を受領した日を含めて8日間を経過するまでは、無条件で契約を解除できます。
- ・クーリング・オフまでに施術の一部を受けていても、全額が返金されます。
- ・関連商品(①健康食品、②化粧品・石けん・浴用剤、③下着、④美顔器・脱毛器等)もクーリング・オフができますが、消耗品(①②)を自発的に使用・消費した場合には対象外になります。
- ・クーリング・オフは、必ずハガキなどの書面で通知します。
- ・クーリング・オフの通知文書の書き方が分からない場合や不明な点がある場合は、お近くの消費生活センターに御相談ください。

2. 中途解約(※4)

- ・クーリング・オフ期間の経過後も、理由にかかわらず中途解約をすることができます。
- ・中途解約時に支払う損害賠償や違約金について契約書に記載があっても、事業者が以下の金額を越える請求をすることは認められていません。

施術前	施術後
2万円	施術済みエステ代金 + [2万円]又は[未履行部分の役務の対価の10%]のいずれか低い金額

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番に電話で御相談ください。お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン

**い や や
☎ 1 8 8 !**